

令和7年度障がい児地域支援体制整備サポート事業委託業務 仕様書

1 概要

市町の地域支援体制に係る調査と分析を実施するにあたり必要な業務一式を委託する。

2 目的

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法において、児童発達支援センター（以下、「センター」という。）を中核として障がい児支援体制を強化していくことが示され、センターの機能強化とともに、センターのない市町においては、関係機関の連携のもと、センターと同等の機能を有する体制を整備することが必要であるとされている。県全域で支援体制の整備を進めるにあたっては、各市町の現状と課題を把握することにより、県と市町の役割を整理するとともに、市町の体制整備への取組みを促進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

（1）市町の地域支援体制に係る状況把握・分析

各市町における社会資源の整備状況や障がい児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、その調査結果を分析することにより、各地域における課題や傾向の整理を行い、課題解決のための提案を示す資料を作成すること。また、様々な工夫により実践されている地域の好事例等を収集し、各地域の支援体制の充実に活用できるように市町に対する情報提供資料を作成すること。

社会資源の整備状況把握については、以下の項目を入れる。

- ア 児童発達支援センターの中核機能の整備状況等
- イ 自治体内の複数の事業や機関における中核機能の面的整備状況
- ウ 相談支援、発達支援、家族支援の資源の状況
- エ こどもの発達支援ニーズを把握する場の状況（例：乳幼児健診等での取組み）
- オ こどもの発達支援ニーズへの「気づき」の段階から相談支援、発達支援、家族支援へのつなぎ・情報共有の状況（発達支援や家族支援の入り口の相談機能の状況）
- カ 地域における保育所・放課後児童クラブ等の一般施策での障がい児の受入体制の状況
- キ 地域における保育所・放課後児童クラブ等の一般施策での障がい児の受入体制強化のための支援の状況
- ク こどもの年齢による所属集団等が移行する際の「引継ぎ」状況
- ケ 医療的ケア児、重症心身障がい児、聴覚障がい児、視覚障がい児等の支援体制の整備状況
- コ 地域における障がい児支援に係る研修（行政主催、事業所間、多分野の人材交流等）の

実施状況

- サ 障がい児支援に係る事業者や団体の支援のネットワークの状況
- シ 市町内の母子保健、教育等、こども施策関係部署、障がい福祉の管轄部署間での連携状況
- ス 上記の状況を踏まえた全地域及び管内各地域の傾向と課題

障がい児通所支援給付決定等の運用状況の把握については、以下の項目を入れる。

- ア 各自治体の給付決定のプロセスや基準の状況
- イ 給付決定日数の傾向と要因分析
- ウ セルフプラン率の傾向と要因分析
- エ 給付決定日数と利用日数の差異と要因分析
- オ モニタリング期間の傾向と要因分析
- カ 給付決定において課題だと感じていること

(2) 放課後等デイサービス実態調査

市町ごとに放課後等デイサービスにおける利用の需要と供給を把握し、その調査結果（ミスマッチ等）の分析を行うこと。また、放課後等デイサービスの実態（運営やサービス状況）と利用者の保護者ニーズを把握・分析することにより、当県における放課後等デイサービスの施策の提案や方向性を示すこと。

以下の項目を入れる。

- ア 利用者の障がいの程度
- イ 放課後等デイサービスの利用意向
- ウ 利用していない理由、利用できない理由
- エ 現在の利用日数（週または月）
- オ 利用日数の増減の意向

(3) 状況把握・分析結果のまとめ

状況把握・分析により整理した市町における支援体制等や県内の現状や課題・傾向等について資料として提出すること。なお、9月末までに中間報告として、調査の進捗状況や調査結果の概要について資料として提出すること。

5 個人情報の保護

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記「個人情報取扱特記事項」及びその他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、委託業務中に入手した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な処理を講じること。また、受託者は委託業務実施中に入手した個人情報を含む文書、電子媒体等について保有の必要がなくなったときは、確実にかつ速やかに破棄し、又は消去すること。

- (3) 受託者は、委託業務を行うにあたり、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとし、当該守秘義務については、委託業務終了後及び契約解除後においても同様とする。

6 著作権、所有権

- (1) 本事業実施に伴い作成される成果物の著作権その他の知的財産権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は福井県に帰属するものとする。
ただし、成果物に関し、受託者又は第三者が従前より保有する知的財産権については、受託者又は第三者に留保されるものとする。
- (2) 本事業実施に伴い作成されたデータ（分析結果等）の所有権は、福井県に帰属するものとする。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 本委託業務に関する苦情やトラブルへの対応は、原則として受託者の責任で行うこと。
- (4) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (5) 受託者は、業務責任者および地域支援体制整備サポート職員等に対し、法令に基づく事業者としての全ての義務を負うものとする。

8 実績報告

委託事業終了後、契約期間終了日までに実績報告書（活動内容等）を福井県障がい福祉課あてに1部提出すること。

9 その他留意事項

- ・受託者は、業務全般を監督する責任者を置くものとする。当該責任者は、県と協議し、効率的かつ効果的に業務を遂行するものとする。
- ・業務の実施に際してトラブル等が生じた場合、受託者は県に速やかに連絡し、県と連携してその処理にあたるものとする。
- ・その他、契約書、仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な事項に限り、管理上または運営上特に必要な業務については、県と協議のうえ、委託金額の範囲内で現場作業内容を変更できるものとする。
- ・契約書、仕様書に記載されていない事項については、福井県障がい福祉課と協議のうえ進めること。
- ・本業務により製作された資料等にかかる著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとする。

10 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。よって、企画提案書の内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には内容を変更することがある。